

別記 第2号様式

建物等の概要

所 在	千葉県船橋市習志野台五丁目20番地13
家 屋 番 号	20番13
種 類	寄宿舎
構 造	鉄筋コンクリート造陸屋根4階建
床 面 積	1階 179.16m ² 2階 179.16m ² 3階 179.16m ² 4階 179.16m ² 延床面積 716.64m ²
建 築 時 期	昭和43年11月17日新築
間 取 り	1戸の部屋数 和室6帖、和室4.5帖、和室3帖、台所、洗面所、浴室、便所、玄関、 押入(2)、ベランダ、物入 1階から4階同型 1フロア4戸形式 全16戸
附 属 建 物	符号1 物置 ブロック造スレートぶき平家建 25.92m ² 新築年月日不詳 符号2 物置 ブロック造スレートぶき平家建 25.92m ² 新築年月日不詳
そ の 他 の 事 特 記	<ul style="list-style-type: none"> ・本物件は、主たる建物1棟、附属建物2棟及び建物に付帯する諸設備等付きの物件である。 ・アスベストについては、調査を実施したわけではないため、アスベスト含有建材等の使用については否定できない。 ・本物件については、耐震診断は実施していない。 ・PCBについては、令和6年度資産経営課現地調査により、使用していないことを確認した。 ・本物件内には、浴槽、風呂釜、照明器具、棚等が多数残置されている。 ・本物件は新築から長期間が経過しており、また、平成30年5月から未利用となっており、建物及び諸設備の劣化が進んでいるため、使用する場合は大規模な改修等が必要となる場合がある。 ・本物件については、建築時の竣工図等の所在が不明であり、本書及び建物平面図は実測により記載している。 ・図面その他記載事項と現況が異なる場合には、現況を優先する。 ・解体撤去する場合は、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（建設リサイクル法）に基づく届け出が必要になるとともに、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づき、廃棄物の適正な処理が義務付けられる。

	<ul style="list-style-type: none">・建物内の備品等も買受人の負担で適切に処理すること。特に、特定家庭用機器再商品化法（家電リサイクル法）に基づく適切な処理を行うこと。・本物件に含まれる建物、工作物及び建物に付帯する諸設備等が現状のまま引き渡されることを十分に理解し、これを使用する場合において必要となる修繕や整備、安全性の確保については、自らの負担と責任において行うこと。
--	--